

千葉県環境審議会水環境部会  
(令和4年度 第1回)  
議事録

日時:令和4年8月1日(月)  
午後2時～  
場所:千葉市文化センター  
9階会議室2～4

## 目 次

1. 開 会 .....	1
2. 千葉県環境生活部環境対策監あいさつ .....	1
3. 部会長あいさつ .....	2
4. 議 事 .....	3
諮問事項	
千葉県環境保全条例に基づく排水基準の変更について.....	4
河川に当てはめる生活環境の保全に関する水質環境基準の 水域類型の見直しについて（都川・葭川水域類型） .....	1 3
5. 閉 会 .....	2 0

## 1. 開 会

司会（常枝副課長）

それでは、ただいまから、「令和4年度第1回 千葉県環境審議会水環境部会」を開催いたします。

私は、本日の司会を務めさせていただきます水質保全課の常枝と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、この会議及び会議録は、千葉県環境審議会運営規程第10条第1項及び第11条第2項の規定により、原則公開となっております。

本日の議題は、公開しても公正かつ中立な審議に支障がないものと考えられますので、公開といたしたいと存じますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

ありがとうございます。それでは公開とさせていただきます。

なお、今回は、傍聴人はございません。

はじめに御出席の委員の方々でございますが、お手元の委員名簿及び座席表を御覧いただければと存じます。

なお、住民の代表者としての委員でございますが、千葉県農業会議の前会長、鶴岡宏祥様に代わりまして、7月15日付けで、小池正昭様を新たに委員として委嘱したところでございますので、御紹介いたします。

小池委員

おはようございます。どうぞよろしくお願いいたします。

司会

ここで定足数の確認をさせていただきます。

千葉県行政組織条例第32条の規定により、委員総数の半数以上の出席をもって、本会議が成立しておりますことを御報告いたします。

次に、幹部職員を紹介いたします。

千葉県環境生活部環境対策監の江利角です。

環境生活部水質保全課長の市原です。

水質保全課副課長の田中です。

水質保全課副課長の針谷です。

以上、よろしくお願いいたします。

## 2. 千葉県環境生活部環境対策監あいさつ

司会

開会にあたりまして、環境生活部環境対策監の江利角より御挨拶を申し上げます。

江利角環境対策監

環境生活部環境対策監の江利角でございます。

本来でありましたら、次長の石崎が御挨拶申し上げるべきところでございますけれども、事情により、本日代わりまして私の方から御挨拶させていただきます。

委員の皆様には、御多忙の折、また、非常に暑い中、御出席をいただきまして、感謝申し上げます。

前回の審議会、前年度の3月に御審議いただきました「第9次の東京湾総量削減計画」につきましては、3月29日付けで環境審議会から答申をいただきました。

この場をお借りし、お礼申し上げます。

さて、本日の審議事項は2件でございます。

1件目は、「千葉県環境保全条例に基づく排水基準の変更について」でございます。本件につきましては、3年ごとの国による法の見直しにあわせて条例の暫定基準の見直しを行っているものでございますが、今回、同様に法の見直しが行われたことから、条例の見直しについて御審議いただくものでございます。

2件目は、「河川に当てはめる生活環境の保全に関する水質環境基準の水域類型の見直しについて 都川・葭川水域類型」でございます。こちらは継続審議の案件となりますが、前回の審議会でも水域類型の見直しの考え方について、御審議・御了承いただきました。併せて、都川・葭川の水域類型についてもケーススタディとして、御審議いただいたところですが、引き続き、この2河川の類型見直しについて御議論いただきたいと思っております。本件につきましては、引き続き、大腸菌数の状況の調査を進めているところであり、途中経過の説明となりますが、忌憚のない御意見をお願いいたします。

委員の皆様には、以上2件について、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

### 3. 部会長あいさつ

司会

次に、近藤部会長から御挨拶をいただきたいと思っております。

近藤部会長

おはようございます。

本日は、酷暑の中、それからコロナの中で思うように行かない中でお集まりいただきましてありがとうございます。それと同時に、世界も非常に混沌とした状況にあります。こういう状況の中で様々な行動を今まででいいのかなとそういう気もいたします。

こういうことを考えておりました。

環境社会学の教科書に書いてあったことを思い出したんですが、目的の共有と目的の達成の共有ということです。これは、目的の共有というのは、目的を共有してそれぞれ

の部署の局がそれぞれやるべきことをやるということなんですけれども、環境問題に対してみますと、目的の達成の共有ということを考えなくてははいけない。

それはどういうことかということ、同じ目的達成を共有する様々なステークホルダーがあり、その中の連携が必要だということを環境社会学では述べているんですね。やはりこれが、水環境部会のトップレベルの目的も、水環境を良くすることなんですけど、その目的の達成を共有していくには、実は様々なステークホルダーがございます。行政として環境審議会としてやりながら、様々なステークホルダーとの協働ということを目指しながら、千葉県の水環境を良くしていきたいと思っております。

今日は議題が2件ということですので、それに関しまして、皆さんの御意見を、どうかよろしく願いいたします。

#### 4. 議 事

司会

どうもありがとうございました。それでは、議事に入らせていただきます。

本日の審議事項ですが、はじめに、新たな諮問事項として「千葉県環境保全条例に基づく排水基準の変更について」がございます。

次に、前回からの継続審議となる「河川に当てはめる生活環境の保全に関する水質環境基準の水域類型の見直しについて 都川・葭川水域類型」がございます。

なお、Zoomによる御質問の際は、画面下のリアクションのアイコンから手を挙げるをクリックしてお知らせください。

最後に、議事進行につきましては、千葉県行政組織条例第33条の規定により部会長が会議の議長を務めることになっておりますので、以降の議事進行につきましては、部会長をお願いいたします。

近藤部会長よろしく申し上げます。

近藤部会長

はい、承知しました。本日の議事の進行につきましては、皆様御協力をよろしく願いいたします。

それでは、議事に先立ちまして議事録署名人の指名を私に御一任いただきたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、齋藤委員と山崎委員をお願いいたします。

では、議事に入ります。本日の議題としましては、審議事項が2件。

まず、「千葉県環境保全条例に基づく排水基準の変更について」の御審議をお願いしたいと思います。

では、審議事項につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

## 諮問事項

### 千葉県環境保全条例に基づく排水基準の変更について

田中副課長

水質保全課の田中と申します。それでは、審議事項の1番、「千葉県環境保全条例に基づく排水基準の変更について」を御説明いたします。

まず、諮問文につきましては、写しをお配りしていると思います。この内容で諮問、それから今回水環境部会に付議されているところでございます。今回は、資料1-1、1-2、1-3、1-4、参考資料がございますけれども、資料1-1が今回の御議論いただきたい変更案になっております。資料1-2をまず説明させていただければと思います。水質汚濁防止法と千葉県環境保全条例の概要でございます。

まず、左側が水質汚濁防止法でございますけれども、水質汚濁防止法では、汚水、それから廃液を排出する施設のうち政令で定めるものとして、101種類の施設を特定施設と定めているところがございます。その中で、畜産農業等の施設として、牛房施設、馬房施設、豚房施設というものが特定施設として掲げられており、排水基準の適用など規制対象とされているところがございます。

一方で、千葉県環境保全条例、右側の方でございますけれども、これよりも小規模な施設等を特定施設として規制しており、4種類の特定施設を定めておりますけれども、この中に、畜産農業施設というものがおります。具体的には、その下でございますけれども、牛房施設、馬房施設、それから鶏舎が対象となっております。

今回の排水基準の見直しにつきましては、これらの条例の施設について見直しをしようというものでございます。このうち、牛房施設それから馬房施設につきましては、法よりも規模の小さい施設を対象としており、また、鶏舎につきましては、法の対象とならない施設を対象としており、条例独自の規制となっております。

次に、排水基準についてでございます。

この左側の枠の中ですが、水質汚濁防止法では、アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物それから硝酸化合物につきまして、硝酸性窒素等と呼んでおりますけれども、一般排水基準を100ミリグラムとした上で、直ちに達成することが困難な施設につきましては、暫定排水基準500ミリグラム／リットルというものを設けて規制していたということでございます。これは、法律の話ですけれども、条例の方もこれと同様に、硝酸性窒素等につきまして、一般排水基準100ミリグラム／リットルとした上で、直ちに達成することが困難な施設については、暫定排水基準500ミリグラム／リットルを設けて規制していると、これが現在の状況でございます。

今回、左下の方にある、令和4年7月1日施行と書いてございますけれども、法律の方が基準の改正を行っております。その概要については、牛房施設が暫定基準が500ミリグラム／リットルとありますけれども、300ミリグラム／リットルにする。それから、馬房施設については、暫定基準が500のところ100ミリグラムにする。100ミリグラムにするということは、暫定基準を撤廃して一般排水基準に移行するという改正を行っております。

これを受けまして、右側の今回の改正部分のところですが、環境保全条例につきましても、硝酸性窒素等の排水基準の見直しをしたいというのが、今回の諮問の内容となっております。

それでは資料1-1に戻っていただきまして、まず、囲みの部分です。これは、今説明した内容になりますけれども、変更案といたしましては、条例における硝酸性窒素等の暫定排水基準値を、牛房施設は300ミリグラム／リットルに、鶏舎につきましては、これは条例の独自の基準になっていますけれども、鶏舎の方は改正せずに500ミリグラム／リットルのままにしておく。それから馬房施設については、暫定排水基準を撤廃し、一般排水基準に移行するというにさせていただければと思っております。条例の暫定排水基準につきましては、これまで法と同様の考え方により設定しておりますので、今回も基本的な考えは同じになります。それから経過措置の方ですが、暫定排水基準の経過措置の今の期限が令和4年10月31日までとなっておりますので、施行日につきましては、その翌日の令和4年11月1日を考えているところで、変更案につきましては、この囲みのおりでございます。

次に、改正の考え方について、御説明させていただきますが、この資料1-1の2ページ目をご覧くださいと思います。基本的な考え方として、法に基づく暫定排水基準の設定根拠、それから施設の排水実態から条例の改正の考え方を整理しているところです。まず、法に基づく設定根拠の方ですが、2ページ目の(5)というところに、法に基づく暫定排水基準の設定根拠がございます。まず、牛房施設について、こちらは500ミリから300ミリになったということですが、国の調査では牛房施設につきまして、全国9割以上の事業場が300ミリグラム／リットル以下ということですので、さらには、300を超えた事業場につきましても、施設の適切な運転管理等により300を下回る見込みであるということもございまして、その結果、暫定排水基準が500から300になったということでございます。それから馬房施設、イの方でございます。こちらは、500ミリの暫定排水基準を一般排水基準100にするということでございますけれども、こちらにつきましては、100を超える事業場が見られなかったということで、暫定の基準を撤廃して一般排水基準に移行するという考え方で整理されています。

では、実際、県の実態としてどうなのかということでございますが、(6)に条例に基づく規制対象施設の排水ということで整理しております。こちらは具体的な数字等も、別で整理しておりますので、資料1-3を御覧いただければと思います。御覧のとおり、規制対象畜舎からの排水実態調査の結果です。まず、対象となる事業場の数につきましては、牛房施設が245、馬房施設が3、鶏舎が164で合計が412事業場となります。このうち、排水がありますのが、牛房が3、馬房が1、鶏舎が4と8事業場です。その他は日常的な排水がない施設となります。調査期間は平成30年度から令和4年度までの5年間で、調査方法は立入検査による排水の採取でございます。結果ですが、この紙の一番下でございますとおりの、牛房施設につきましては、最大で24ミリグラム／リットルということで、全ての事業場で改正案としています暫定排水基準300ミリグラム／リットルを下回っているということでございます。また、馬房施設につきましても、こちらは1事業場となっておりますけれども、0.3ミリグラム／リットルという

ことで、改正案である一般排水基準100ミリグラムを下回っているということは確認されております。鶏舎につきましては、こちらは最大で15ミリグラム／リットルでございます。条例の一般排水基準100ミリグラムを下回っておりますが、鶏舎につきましては県独自の規制対象ということもございまして、当然ながら国のデータもございません。データもまだ多くないということもございまして、引き続き排水の実態の把握に努めていきたいということで考えており、今回は暫定基準の見直しは行わないということとさせていただきますと思っております。

以上が、排水基準の改正案とその考え方の御説明でございます。

最後に、資料1－4がございまして、こちらは意見募集結果、パブリックコメントの結果でございます。令和4年6月23日から7月22日までパブリックコメントをこの改正につきまして意見募集を行いました。意見はございませんでした。

規則改正についての説明は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

近藤部会長

はい、御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に関しまして、御意見・御質問等がございましたら御発言をお願いいたします。

佐々木委員

ちょっと純粋に分からなかったのでお伺いしたいんですが、鶏舎については条例で定めているということ、値が500ミリグラム／リットルということですが、実態として、値が特別高いということではない。鶏舎において、こういう条例で設定したというあたりの背景をお伺いしたい。

近藤部会長

事務局お願いします。

田中副課長

すみません、確認させていただきますので、少し時間をいただけますか。

近藤部会長

それでは他に質問、コメント等ございますでしょうか。

齋藤委員

調査で資料1－3のところなんですが、これは条例に基づく立入調査の結果であるということだと思えますけれども、その他事業場が独自に測定した結果もあると思えますが、そういったデータはないでしょうか。

田中副課長

事業者の測定結果は把握しておりませんので立入検査の結果を記載しております。

齋藤委員

そうですか。ちょっと不勉強で申し訳ないんですけど、それぞれ独自に調査をしてそれを記録して提出するというような決まりではないということなんですか。

田中副課長

自主測定の規定は法律等にございますが、一定規模以上の場合に適用されます。こちらに示している事業場は、適用されないということです。

齋藤委員

そうすると、独自に条例に基づいて、県が調査をしたデータしか評価する手段はないということですね。分かりました。

近藤部会長

他に質問等ございますでしょうか。では、私から。

先日、千葉県だけでなく、日本全国なんですけれども、水田の作付面積の令和4年度の見込みというものを農水省が発表されました。千葉県の場合は、作付面積が減っているんですけども、飼料米と稲発酵粗飼料の面積が増えているんですよ。ということは、おそらく今まで排水が少しずつ良くなってきたということは、背景に、農畜連携というアクションが考えられるのかどうか。これは質問ということではないので、答えていただく必要はないですけどね。今すぐということではなく、ふと思ったので、もしわかりましたらお願いいたします。

市原課長

確かなデータを調べきれっていませんが、この法律を改正するに当たり、環境省の方で全国の牛房施設、豚房施設、馬房施設の排水を調べて、改正後も基準を守れるという前提のもと、これまでも3年に1度、暫定基準を順次、厳しくして現在に至るというような状況がございます。

今、国の資料を確認させていただいておりますけれども、硝酸性窒素等という基準が初めてできたときには、畜産の施設の暫定基準が1,500という基準を設けていた経緯があります。これは1,500であれば、遵守が可能であろうという国の調査に基づいて、決められてきたということです。これが平成13年から平成16年にかけての基準でございます。その後、畜舎から排出される排水が900ということで平成16年から25年までが900という暫定基準になりました。平成25年から平成28年が700、平成28年から令和元年で600、直近の令和元年から令和4年6月の値が500ということで、徐々に、排水の水質が改善されてきたという結果が全国的に見て取れるかと思えます。

近藤部会長

だんだんと排水基準が厳しくなってきたというか、どういうまとめがあったのかなと

ということで、そこが最初に言いましたトップレベルの水管理につながるのかなと思いましたが、質問させていただきました。ありがとうございます。

まだ時間はまだありますけれども。

#### 小池委員

先ほど、齋藤先生の方からあったと思うんですけど、条例で鶏舎の方を定めているんですが、独自に県で定めているということで、先ほどの調査結果がかなり低く、500という数字との乖離がある。かなり余裕を持っており、せっかく今回条例の改正のタイミングで全くいじらないという理由をもう一度最初から詳しく御説明いただければと思います。

#### 田中副課長

資料1-3にございますけれども、実際に排水がある鶏舎は、4事業場しかない。それにのべ9回行って、最大で15ということがございます。これまで暫定基準の見直しにつきましては、基本的には国のデータを見ながら県の結果も併せた上で見直しをしてきたということもございまして、今回鶏舎につきましては、データの数がまだ足りないのかなと思っております。引き続き、データの収集を進め、立入検査等で排水の分析をしていくことを考えており、今回は、引き続き500ミリグラムにさせていただきたいというのが我々の考えです。

#### 小池委員

データが少ないということなんですけども、千葉県は全国でも鳥の関係は有数の県で、農業の立場でいうと、データが少ないというのは今更何で少ないのかなという思いをします。もっとしっかりとその辺は水を将来きれいにするというので、先ほど皆さんからもありましたが、農業由来ということで農業関係も当然そういった方向性にはなっているんですが、基準をしっかりと定めて落とせるものというのか、みんながそういう方向に向かう中で、やはり厳しく適正にというのか、環境を考えて方向性を決めて持っていくのであれば、今回のデータが少ないという理由はあまり説得力がないなという感じが直感的にするんですよね。そうであれば、こういうタイミングでもう少ししっかりとした説得力がある話が欲しいなと思います。ただ、一気に下げれば良いという話ではなく、いろんな理由もあると思います。鶏舎の関係、鳥インフルエンザなんかでも、大変御迷惑を全国的におかけした経緯もあるし、産業としての重要性もあるので、その辺は今後も注視していただきたいなと思っています。最後は意見として述べさせていただきます。

それと、私が言うまでもないかもしれませんが、部会長からさっきありました水田の関係で作付けが減っている件ですが、飼料用米に転作となっていますけれども、実際の飼料用米も通常どおりの水田耕作をしていますので、ホールクroppで行っている部分は、実はそれほど増えていません。どちらかというと転作で飼料米に出て、飼料米は通常の水田として耕作していますので、ここ数年の間では、水田耕作が一気に減少しているというのか、長い目で見ると確かに減ってはきていますけれども、全体のボリューム

とすると、年々、飼料用米が増えたから水田から出る水の環境がよくなるという意味ではなくて、通常の水田の耕作をしている上で、たまたま主食用米を飼料用米として出荷しているだけなので、ここに直接結びつく要因とはならないかなという感じがします。

近藤部会長

ありがとうございます。鶏糞とか牛の堆肥とかが水田に入って、お互いやりとりがあるのかなと思ったんですよ。

小池委員

水田はなかなか難しいです。畑の方があると思います。

近藤部会長

ありがとうございました。他に質問はありますか。まだ時間はありますよ。肅々と基準を少しずつ厳しくしていくということは非常に良いことかなと思います。あとは、バックグラウンドですが、どういう要因で排水が保たれるようになってきたか。そういったことまでも分かると、より効果的な環境行政ができるのではないかなと思います。最後にコメント、質問等よろしいですか。

紺野特別委員代理

一点教えていただきたいんですが、馬房施設が一般排水基準100ミリグラム／リットルに移行するということなんですが、経過措置期間として令和7年10月31日と記載されていますが、これも経過措置期間の対象となるということでしょうか。一般排水基準なのでもうこれ以上は下がらないかと思いますが。

田中副課長

ここで言う経過措置は暫定基準に定められたもので、今の状況でいいますと、令和4年10月31日までは、馬房施設が500ミリグラムです。馬房施設については暫定基準を撤廃し、11月1日からは一般排水基準に100ミリグラムにします。令和4年11月1日から一般排水基準に移行しますので、一般排水基準の期限はありません。

紺野特別委員代理

ありがとうございました。

齋藤委員

先ほど小池委員が言われたことの繰り返しになってしまうんですけど、基準をどういうふうに変えていくかというところが、今は従来のおりにやられているのかもしれないんですけども、基準値の設定の仕方というのが県の姿勢を反映するのではないかなと思うんです。我々は学生を相手にしていますので、こういった基準値を見て、排水基準とそれから環境基準値と合わせていろいろと見比べながら、それぞれの思想を考えたり

するわけです。そういった時に実態とかけ離れて非常に大きな値で基準値を決められていると、実態を知らずに畜産関係にある種の悪者というか、そのような印象を生徒が持つ。当然ながら私だって、基準値を見たら出ちゃうんだと思うし、どうしても出ちゃって、その努力がうまくいかないんだなという感じに考えてしまうんですね。そういったところもあるので、どういう状況かわからないですけれども、非常に頑張られて濃度を下げられておられるということであれば、もうちょっと低い値に設定していくという別の考え方があってもよいのかなと思うんです。それと併せて、1点確認なんですけれども、対象となっているところからあまり厳しくしないでくれという要望があって、ここでは言いにくいかもしれませんが、何かそこら辺があるかどうかをお聞きしたいです。

#### 市原課長

県として実態に合わせて厳しくするなど、県としての考え方をきっちりとした方がよいとの御指摘だと理解したんですけども、今回設定をしようとしている基準は、健康項目、いわゆる有害物質の項目に分類されるものでございます。人の健康への影響を判断する濃度ということで、根拠としては全国一律に人の健康への影響というのは同じ値であろうという考えから、原則としては、国が設定する暫定排水基準の値を含めまして、その値と同じレベルで規制をするのが妥当であろうというもとで牛房、馬房施設については同じ値ということにさせていただいております。

ただし、鶏舎については、先ほどの御意見でもありましたが、鶏舎を県として独自に指定したということで、資料等確認していたところですけども、この千葉県環境保全条例が制定されたのが平成7年ですが、その時点までは千葉県公害防止条例という旧条例がございまして、その旧条例の時に規制対象として鶏舎が入れられていたものを引き継いだものということで、その経緯については即答できませんので改めて回答したいと思います。

鶏舎というのは、豚や馬や牛と違って、鶏というのは尿を出さないという性質がありますので、基本的には水質の規制の対象にすることはないということで、法律の中では規制の対象施設とされていないものです。そうはいいまして、千葉県環境保全条例が制定された当時の県の事情から、鶏の尿はなくても養鶏に使った資機材や洗浄水なども出る可能性があるということで、規制の対象になったのではないかと考えられます。独自の規制対象でありますので、今しばらくもう少しデータを蓄積した上で、健康に関する項目ですので、違反をしてしまうとかなり大変なことになりますので、確実に遵守できるという目安が立つまで引き続き情報収集したいという意図でございます。

#### 齋藤委員

わかりました。健康項目なので、全国一律に決めていくということだと思っておりますけれども、ただ、そこを県で決めるということには県の事情を反映できるということだと思っておりますので、そこはもう少し考えてはどうかというふうに思います。以上でございます。

近藤部会長

鶏糞につきましては、鶏糞というのは肥料になりますのでそういう事情はないのかなと思います。いわゆるバックグラウンドにどういう事情があるのか非常に気になる点ですね。今は有機農業とか盛んになってきましたので、化学肥料の代わりに鶏糞がかなり前から需要があります。いろんな事情があるんだと思います。そういうことを考えながら、少しずつよりよくしていきたいなと思います。

他に質問等ございますでしょうか。

佐々木委員

鶏舎に関する点ですけど、何となく入っていた、そういう形ということで少しわかった感じがしました。簡単な確認で、県の独自の基準を設けたというわけですが、これを国の方でやるとすると100になるということでしょうか。県の方が緩めているという理解でよろしいでしょうか。

田中副課長

鶏舎につきましては、法律の対象施設とはなっていないので、そもそも基準がありません。

近藤部会長

よろしいでしょうか。それでは杉田委員お願いします。

杉田委員

皆さんの声があまりよく聞こえなかったんですが、鶏舎につきまして500という値が、国のものは全部下がっているわけですが、条例の鶏舎だけが500という高い値となっていることに問題はないでしょうかという質問です。

近藤部会長

事務局お願いします。

田中副課長

先ほど事務局の方から有害物質に該当しますので、国のデータの一律の基準が必要であらうというような話もさせていただいたんですけども、実態として鶏舎につきましては、資料1-3の下の方にございますとおり最大で15ミリグラムということもございますので基準を超えることはないだろうと思っています。引き続きデータの蓄積を進めますとともに、基準をどの値に設定するということも含めて検討していきたいと考えております。

近藤部会長

ありがとうございます。将来のことも考えながら、情報蓄積して考えているということで杉田委員よろしいでしょうか。

杉田委員

ありがとうございました。

久留委員

一点だけよろしいでしょうか。

近藤部会長

では、よろしく願いいたします。

久留委員

私どもは海上保安業務を主として行っております。

牛房施設にしろ、馬房施設にしろ、畜産の密度というか、何頭がこの面積の中にいるのか。例えば、狭い範囲にぎゅうぎゅう詰めにすれば、基準で縛られなくなったり、脱したりとかということがあり、法の取り締まりから抜ける。そういう意味では、牛がかわいそうかなと思います。一定の面積に何頭かという基準はあるんですか。それともあくまでも排水の基準ですから、その中に押し込めておけば、暫定基準がかからないということになる。こういうことが成り立つのでしょうか。

田中副課長

法律も条例も面積で決まっております。面積の要件であれば、頭数が増える可能性があるのではという御質問だと思いますが、目安として、例えば牛房で言いますと200㎡以上が法律の対象となり、35頭分となっています。そういう一頭当たりの面積をある程度決めた上で面積要件として指定しています。

久留委員

ということは、例えば、牛房であればこの面積の中に35頭分と。100㎡単位だといくつですか。

田中副課長

200㎡が35頭分ですので、100㎡ですと17から18頭となります。県の条例は100㎡以上ですので、17頭以上を想定した規制です。

久留委員

牛房の方は理解しました。馬房の方もお願いします。

田中副課長

馬房につきましては、法律が500㎡以上となっておりますけれども、これは50頭分ということですので、100㎡でいうと10頭分になります。

久留委員

ありがとうございます。それを超えるような飼育は、基本的に事業者は行わないようになっているということによろしいのでしょうか。

田中副課長

実際にそういった規制があるかどうか分からないんですけども、おそらくそれぐらいの面積が飼育に適当であろうというものがあるって、そういった想定になっているのかなと思っています。

近藤部会長

ありがとうございました。おそらく生産性の問題と、最近はアニマルウェルフェアの問題もありますので、過密な飼育はおそらくなされないだろうと思います。

よろしいでしょうか。それではここで決議に進みたいと思います。

「千葉県環境保全条例に基づく排水基準の変更について」につきまして、事務局から提案のあった内容をもって適当と認めることに御異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。

異議がないようですので、原案のとおり認めることといたします。どうもありがとうございました。

では、ただいま承認いただきました諮問事項につきましては、千葉県環境審議会運営規程第6条に基づいて報告させていただきます。そのあと、審議会の手続きとして会長名で知事宛てに答申を行う運びとなりますので、御了承いただきたいと思います。

## 諮問事項

### 河川に当てはめる生活環境の保全に関する水質環境基準の水域類型の見直しについて (都川・葭川水域類型)

近藤部会長

続きまして、2番目の審議事項、「河川に当てはめる生活環境の保全に関する水質環境基準の水域類型の見直しについて 都川・葭川水域の類型」につきまして、御審議をお願いしたいと思います。これは継続審議ですね。

それでは審議につきまして事務局から説明をお願いいたします。

田中副課長

続きまして2件目の審議事項でございます。「河川に当てはめる生活環境の保全に関する水質環境基準の水域類型の見直しについて 都川・葭川水域」につきまして、

御審議をお願いします。

それでは、水域類型の見直しの御説明でございますけども、背景につきましては、前回の審議会、令和4年3月24日開催の部会で今後見直しを進めるための県の考え方を御審議いただきまして、結論をいただいたと考えております。その考え方については、参考資料2でお配りしております。こちらが前回御審議いただき御意見をいただいて修正をしたものでございます。この考え方に基づきまして、順次、河川の類型見直しを進めて参りたいと思っております。前回、都川・葭川はケーススタディとして御説明しまして、これについてまずは進めたいと思っております。その際にいくつか御質問をいただいております。特に、大腸菌数の取り扱いの関係で御質問をいただいております。大腸菌数の関係のデータの整理を今現在進めているところでございます。御質問があった内容について、資料2-1に整理をさせていただきましたので、そちらの御回答を御説明させていただければと思います。まず、資料2-1を御覧いただきまして、こちらは前回の審議会でも未回答のものを整理したものです。

まず一つ目、都川・葭川の環境基準点周辺は合流式下水道ということか。改善の見込みや見直しはどうかといったものでございます。こちらの御回答といたしましては、都川・葭川の環境基準点を含む千葉市中心部というのは、雨水と汚水をまとめて排水する合流式下水道が整備されています。合流式下水道の改善対策につきましては、下水道法施行令により義務づけられた期限でございます平成25年度までに終了しておりますという答えでございます。

それから二つ目、都川・葭川の大腸菌数の測定結果を見ると数値が大きいですが、その要因は何か。それから、都川・葭川の大腸菌数の測定数値が大きい理由として、都川上流に設置されている単独浄化槽が影響しているのかといった御質問もあったかと思っております。こちらにつきましてのお答えとしましては、大腸菌数が検出されている要因としましては、大腸菌数という項目がふん便汚染の指標ということで採用されておりますので、そういったものによる影響が出ておると考えております。その要因といたしましては、先ほど1番で申し上げました合流式下水道の影響、千葉市の中心部は合流式下水道が整備されていますので、その構造上、大腸菌数への影響が考えられるであろうということです。その他には、浄化槽の関係でございますけれども、都川の下流や葭川下流は下水道の処理人口が99%ほどありますが、上流域に行きますと、都川中流で単独浄化槽が2パーセント、都川上流では9%であり、上流に行くにつれて浄化槽の割合が高くなります。ただ、他の測定地点のデータが実際になく、環境基準点のデータのみということもあり、上流に行ったら高いのかということまでは分かっておりません。そのため、実際にこの都川の環境基準点の大腸菌数の数値が高い要因は、現在もまだ分かっていないという状況です。現在、県が過去に行いました河川における大腸菌数のデータで、都川・葭川に限らず、他の河川の状況も整理をした上で、実態把握を進めていきたいと考えております。

それから3番目。大腸菌数の改善余地がどれだけあるかによって、さらに上位の類型に見直しをするといった考えはあるのかという御質問があったかと思っております。これにつきましては、先ほどもお話しましたが、今現在、他の河川のデータも見ながらどういった影響が考えられるのかを確認しています。実際のところ全体ではかなりばらつきが

あるということが分かっており、今回、都川・葭川の過去の測定データを用意しています。それが資料2-2でございます。資料2-2は、都川・葭川の大腸菌数の測定データになっています。前回、ケーススタディの中でお示ししたのは、1番の都川で言いますとこの表の一番下に90%水質値というのがありますけども、こちらで評価をいたしますので、こちらのデータでお示ししていました。毎月データを取っており、その90%水質値を評価値としているので、毎月のデータを示したのがこちらの表になります。こちらは都川も葭川もそうですが、結構データにばらつきがあることを私どもとしても認識しております。ただ、それが測定のタイミングによるのか、他の要因があるのかはわかっていないという状況でございます。いろいろと分かってくれば改善の余地という話も出てくるのかと思いますけども、今はそこまでは至ってないというのが現状でございます。現在、都川・葭川だけじゃなくて県の過去のデータを整理しているというところですので、データを示しながら類型見直しについて御検討いただければと思っています。

私からは以上でございます。

市原課長

すみません、補足をさせていただきたいのでお願いします。

近藤部会長

お願いします。

市原課長

補足をさせていただきたいと思います。

前回の会議の中で、齋藤委員から御意見として水辺の利用を考えたときに県としての目標はどうあるべきかということ考えた方がいいのではないかという御意見をいただいております。大変貴重な御意見で、県としても重く受け止めているところです。

今回、この大腸菌の基準が適用されない一番いい類型ということで、C類型という案を仮に持ってきているとの御理解になっていると思います。我々も、そこはそのような考えを一部持っていたところでございます。都川・葭川につきましては、これは地元の千葉市が独自の水質目標というものをもっておりまして、これが概ねBODがC類型又はB類型に相当する値を目標にする。地元の市の考えはそのようなことになっており、県としても水域の地元の自治体が一番地域の実情を把握しておりますので、その目標と乖離がないよう整理をして説明していくべきと考えています。引き続き、答申に向けた議論していただける余地があると思いますので、そのような考えで今後進めさせていただければと思います。

また、大腸菌の値につきましても、都川・葭川というのは水道水源としては全く利用されておられませんし、農業であったり、工業用水、水利用という観点では考慮する必要がないのかもしれないです。ただ、周辺住民が水辺を利用するにあたって、快適に過ごせるような目標というものを掲げていかなければいけないというなかで、大腸菌数の扱いについては、BODについてはCをBであったり、Aであったりより良い目標を

立てていきつつも利水を考慮すれば大腸菌数は必ずしも遵守しなくても差し支えはないというような考え方もありますので、引き続き、考え方を整理して、次回以降、検討させていただければと思います。

今回、準備が事務局の方で不足している部分もありまして、このような説明となっておりますけれども、よろしく御検討の程お願いいたします。

近藤部会長

補足説明をいただきました。それも含めまして質問コメント等ございましたら、委員の先生方お願いいたします。

齋藤委員

どうも御説明ありがとうございました。

今、説明いただいてすごく納得しながら勉強させていただきました。特に、千葉市の考え方であるとか、そういう意味でいうと千葉県のある自治体で独自に考えておられるものがあれば、そういったものをうまく反映していくことは非常に有効かなと思いますので、そういった方向性で進めていただければと思います。

近藤部会長

他に質問、コメント等ございましょうか。

佐々木委員

大腸菌に関する点なんですけど、これだけばらついており、非常に高い値が出るのは、集水溝の割と近い段階での調査だろうと想像がつきますが、今後の分析の方法として、調査の年間計画が分かっていると思うのでそれに合わせて、降水の状況、河川の状況をぜひ調べていただきたい。もしそういう理由だとすると、なかなか対応が難しいなと思います。合流式である限りは対応が難しいというところはあり、限界を理解しておく必要があるのかなと思います。

御存じかと思いますが、オリパラの関係でこういう調査をかなり長い間されていまして、その辺りの値も見ていただくといいかなと思いました。以上です。

近藤部会長

ありがとうございました。

確かにこの資料2を見ますと、8月、9月あたりに大きな値が出ておりまして、これがおそらく降水に対応するんじゃないかとの御指摘がありましたので、その辺りどうか確認をお願いいたします。これはおそらく、公共用水域、千葉県の資料ですね。おそらく各市、千葉市も独自の観測点持っているんじゃないでしょうか。そういったデータを合わせて、解析することにより、細かい現状が分かるのかなと思いますが、いかがでしょうか。

田中副課長

こちらは千葉市の流域ということで、千葉市のデータを使わせていただきました。

近藤部会長

わかりました。質問、コメント等お願いいたします。

山崎委員

今の都川・葭川の話ではなくて、参考資料2についてお願いがございます。

参考資料2の2ページ目の河川における類型指定状況のところですが、前回、水産の記述が入っていたと思いますが、今回、見当たらなくなってしまいました。環境省のホームページをみたところ、Aが水産1級、Bが水産2級でCが水産3級に該当する。Aがヤマメとかイワナとか、2級がサケとかアユとか、3級はコイとかフナとかに該当しますよというのが抜けています。千葉県内の河川にも、10河川ほどに共同漁業権や区画漁業権が設定されており、内水面の漁業者の方もかなりいらっしゃいますので、今のところその類型指定では、ABCのCまでに入っているということで、問題はないと思っているんですけれども、お願いの部分につきましては、この類型指定状況の主な利用目的等の中に、ぜひ水産の利用というのも加えていただけないかなと思いますのでよろしくお願いいたします。

それともう一つは、この見直しについての考え方は、これはこれで私はいいと思っているんですけれども、先ほど申しましたように県内河川10河川に共同漁業権が設定されておりますので、もうやられているかもしれませんが水産部局の方ともこういう類型見直しを始めることをお知らせして連携をしていただけないかなと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

田中副課長

参考資料2の2ページ目の表の主な利用目的のところでございますけれども、こちらにつきましては、水産2級とか1級の表現も実際の告示には入っておりますので入れさせていただきますと思います。併せて、水産部局との連携といいますか、情報提供といいますか、こちらにつきましても連携しながら行っていきます。

近藤部会長

御意見等がございますでしょうか。オンラインの方、手を挙げたのが私もちょっと分からないこともありますので、もし、オンラインの先生方で発言ありましたら、声を出していただければと思います。

桑波田委員

4ページの今後の進め方について、見直しのグループに関してですけれども、都川と葭川でまずスタートしますというんですが、具体的には次のステップに行くときに、評価の仕方をどのように行い次のステップに入るのか。例えば、もう少し様子を見るのかなど、その辺をもう一度教えていただければと思って質問します。

田中副課長

参考資料2につきましては、順次見直しを進めさせていただければと思っています。4ページ目の進め方のところですが、前回、ケーススタディということで都川・葭川のデータを整理して見直し案にある程度入れてありましたが、あれはあくまでもケーススタディですので、あちらのデータに修正等を加えまして、改めてこちらの会議に御提示させていただいて、御議論いただきたいと思っています。そのように進めていきたいと思っています。

桑波田委員

わかりました。とりあえずケーススタディでまずスタートされるということですね。この4ページに書いてあるのは、県は令和4年度からグループごとにスタートしますということで、そのグループを一度に全て行うのか、それとも利根川水系とか分けていくと理解するのか。それとも①から⑥まで全て見直しを進めていくと理解してもよろしいということですか。

田中副課長

これは事務局の想定として作っておりますが、まずは、都川・葭川を今年度、初めに進めさせていただきたいというのが一点です。グループごとに順次とありますけども、この5ページ目に表がございます。グループ①が、江戸川流入河川ということですけども、この5ページ目の表のところに水域グループというものがあるかと思えます。江戸川流入河川といいますと、利根運河、坂川、新坂川、国分川、春木川、真間川とございますけれども、こちらについて見直しは必要かどうかも含めて、まとめてといいますか御提示をさせていただきたい。それを順次やっていくということ想定しています。

桑波田委員

わかりました。私たちも印旛沼の水は、私たちの水道水でしたっけ。やはりその流域の中の、最後のページに書いてありますけれども、生活していく中で大事なところにも影響があると思いますので、よろしくお願いします。

近藤部会長

今後の進め方につきましても御検討よろしく願いいたします。

特に、E類型が重要だと思うんですけども、例えば人の暮らしとの関係と関心ということで印旛沼、それから坂川も日本全国的に水質がいろいろよくなったという有名なエビデンスですね。春木川も昔は無リン洗剤の運動がありましたね。やっぱりそういうことも配慮しながら、流域の河川特徴ということを考えながら、この計画を進めていただければなと思います。

では、杉田委員、お願いいたします。

杉田委員

最初の説明で聞き逃してしまったかと思うんですけども、B類型やA類型も用途によっては大腸菌を抜かしてBやAをあてはめすることも可能だということですか。

市原課長

A B Cの類型は、原則として、B類型、A類型、A A類型は大腸菌数の基準が適用になる類型でございますが、これは地域水域の実情に応じていいだろうと思っています。法の解釈上のテクニカルな問題になってくるかとは思いますが、大腸菌数に関する基準は適用しないといった決め方も水域の状況によっては、可能なんじゃないかと考えております。類型の指定という事務は、法定受託事務ということで、国の基準に従ってやらなければならないということなので、そのような取り扱いが可能かどうか、国の方にきっちり確認をした上で、可能だということであれば、その方向で検討を進めてはどうかというふうに考えております。

近藤部会長

ありがとうございました。では、齋藤委員。

齋藤委員

この見直し基準の話ではなくて、スケジュール的な話で確認なんですけれども、先ほど4ページにあるこの見直しグループから、随時、年内1、2グループってところになり、5、6年かかるという話がありました。基準を決めてこのような検討を行い、一巡した後はどういうふうに考えておられるのかとされているんです。順次見直していくということになると、10年間ぐらいデータを取った上で判断するという話もあるので、そうすると10年一回りでどんどん回っていき、常時毎年こういうふうに考えていく。1グループずつ。そんな感じのイメージなるとの理解でよろしいですか。

田中副課長

今回、千葉県としては初めての見直しということで、慎重に進めさせていただきますし、1年1グループ程度で、そこは急がずにじっくりやらせていただきたいと思います。一巡しましたら、もう一度ということは考えておりますが、そこまでにデータが集まればということもございますので、データを集めつつ見直しも進めつつということは考えています。

齋藤委員

分かりました。どうもありがとうございました。

近藤部会長

よろしいでしょうか。それでは大体時間となってまいりました。

他に特に御質問等ございませんようでしたら、本件につきましては、引き続き、実態把握を進めた上で、改めて事務局から見直し案を提示していただくということで、継続

審議といたしたいと思います。継続中の案件ですので、ぜひとも皆さん、委員の先生方で御意見等ございましたら、事務局の方に直接お知らせいただければと思います。

次ですが、事務局からその他として説明事項でございましたらよろしく願いいたします。

市原課長

本日は、大変熱心な御審議を賜り、ありがとうございました。

まず、「県環境保全条例に基づく排水基準の変更について」につきましては、御承認をいただきましたので、今後、審議会長からの答申をいただいた後、県として必要となる所要の手続きを進めてまいります。

また、都川及び葭川における水質環境基準の水域類型の見直しにつきましては、引き続き県としての調査を進めまして、改めて、次回以降の審議会で御議論をいただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

次回の予定ですが、現在、10月20日木曜日の開催に向けて、調整をしております。委員の皆様には、引き続き御審議のほどよろしく願いいたします。

最後に、議事録への署名につきまして、今回の議事録から押印を省略させていただいて、署名のみというふうにさせていただきますので、皆様方には、御了知のほどお願いいたします。私からは以上でございます。

近藤部会長

ありがとうございました。では、次回は10月20日ということですのでよろしく願いいたします。

それでは進行を事務局に返したいと思います。どうも御協力ありがとうございました。

## 5. 閉 会

司会

長時間にわたり御審議いただきまして、ありがとうございました。以上をもちまして、環境審議会水環境部会を終了いたします。